HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1930年代における青年教育に関する研究：勤労青少年にたいする軍事的訓練組織の実態について
Author(s)	新田, 和幸
Citation	北海道大學教育學部紀要, 23, 247-264
Issue Date	1974-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29104
Type	departmental bulletin paper
File Information	23_P247-264.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

1930年代における青年教育に関する研究

——勤労青少年にたいする軍事的訓練組織の実態について——

新　田　和　幸

A Historical Study on the Characteristics of the Education for Young People, the Tendency in the 1930s

目　　次

序……247
1章　「青年訓練所」の目的とその実態……248
1.　「青年訓練所」の軍事的目的と「公民訓練」……248
2.　「青年訓練所」の実態……250
2章　「青年学校」制度の発足と「企業内青年学校」の役割……253
1.　「青年学校」制度成立の必然性……253
2.　公立青年学校の実態と「企業内青年学校」の役割……257
むすび……264

序

大正15(1926)年に「青年訓練所」が設置されてから、「青年期」における教育は軍事的訓練を基軸として展開する。この軍事的訓練はさらに軍隊教育によって強化され、盲目的絶対服従の倫理と突撃精神とが増幅的に培養される。青年教育最大の眼目は、一貫して日本帝国主義の侵略戦争遂行のために青年層を動員することにあった、といってよい。註

日本帝国主義は、「満州事変」以降中国大陸への侵略行動を泥沼的に拡大する。この過程で、軍事力増強と全国民の戦争政策への動員が最優先されるが、国民教育はこうした軍事的要請を強く受けて編成されざるを得ないであろう。

一方、この期に資本主義的産業構造が急速に変化するが、この段階において資本主義的諸要請もまた国民教育の内実に大きな変容を促すことになろう。

戦前の国民教育の一環としての青年訓練組織は、大正15(1926)年「青年訓練所」設置以後制度的には二度にわたって改編強化される。一度は昭和10(1935)年の「青年学校」制度への編成であり、もう一度は昭和13(1938)年の「青年学校男子義務制化」の措置である。いずれ

も、「満州事変」から日中戦争開始へと対外軍事行動が急速に拡大していく過程で一層強く要請された兵力増強策であった。この軍事的要請を一貫して強く受けた青年訓練組織が、一方で１９３０年代に急速に生起する資本主義的要請を如何なる形で受け、青年訓練組織の内実をどのように規程づけるものであったか。

ここでは、上述した課題を、主として青年訓練組織の実態を通して検討したい。

註：これを「今日でも通用してしかるべきもの」（文部省編『産業教育八十年史』昭和４１年刊）などと危険なノスタルジアをこめた評価を与えるのは、教育をかの無謀な戦争に国民を動員するための具としてきたことへの一片の反省をも顧みることのない、無責任な態度である。

１章　「青年訓練所」の目的とその実態

1.　「青年訓練所」の軍事的目的と「公民訓練」

大正１５（１９２６）年４月、満１６才から２０才までの男子青年を対象とした「青年訓練所」設置の勅令（第７０号）が下った。その趣旨は「青年ノ心身ヲ鍛錬シテ国民タルノ資質ヲ向上セシムル」（「青年訓練所令」第１条）にあった。「青年訓練所規程」（文部省令第１６号）に示される４カ年間の訓練時数は８００時であり、その中「教練」が４００時を占めていること（その他、「修身及公民科」１００時、「普通学科」２００時、「職業科」１００時である）に明らかなように、それは青年大衆に対する「教練」を軸とするものであった。「教練」の内容は「各個教練、部隊教練、陣中勤務、旗信号、距離測量、軍事講話等」（大正１５（１９２６）年５月４日、文部省訓令第１４号「青年訓練所訓練要旨」）の軍隊的訓練であった。この軍隊的訓練を通して「心身ヲ鍛錬シ堅忍剛毅ノ精神ト規律ヲ重ンシ協同ヲ尚フノ習慣トヲ養フ」（同前「文部省訓令」）ことにその目的があった。永田鉄山は、青年訓練を「軍事専問教育の兵営外委譲ではない」として（「陸軍の教育」永田鉄山＜『教育科学』第１８冊、昭和８年３月、１９頁＞傍点筆者）、もっぱら精神的部面を強調した。しかし、そうだとしても「死生の巷に於て個人的欲求を無視し、偉大なる犠牲奉公心を発揮し……一令の下死に就くの習性」（同前「陸軍の教育」１９頁）を養うことを支柱とする軍隊教育の重要な一環を担っていることにはちがいなかった。訓練生の対象を１６才から２０才までとしたのは、いうまでもなく「入営期ヲ顧慮シタル」（前掲「文部省訓令」第１４号）ものであり、時間的に軍隊教育と直結させたのである。

この国家による組織的な青年訓練施設は、当時の宇垣一成陸相と岡田良平文相との合作であったといわれ、大正後期の「宇垣軍縮」による陸軍４個師団＝９万人の削減と在営年限の短縮をこれによって代替しようとするものであった。青年大衆に組織的軍事訓練をほどこすという構想は、すでに大正初期に田中義一（当時小将）が青年団を軍事訓練組織に改組しようと企図したことにもみられるように、第一次世界大戦以後の「総力戦」に備えようとする軍部の一貫した強い要望があった。[註]

註：大正４（１９１５）年に、①それまで２５～３５才（ところによっては４０才）を常例とした青年団員の最高年令を、徴兵適令期の２０才までに限定し、②各青年団体の指導者として小学校長や市町村長・市町村吏員、学校職員、警察官、在郷軍人等を組織的に配置して、青年団の統制強化がはかられた。ここには「青年団と在郷軍人会を直結せしめ、徴兵検査を了へた壮年はすべて在郷軍人会員とし、それ以前の青年はすべて青年団員たらしめ……　統制ある一大国民組織を完成せんとする」（『田中義一伝記』上巻、６１５頁）構想があったとされる。青年団は、日露戦争以後国家の強力な誘導によって官制的性格を強めつつあったが、青年団の

地域共同体における事業団体的性格を無視したこの企図は結局失敗に終った。大正９（１９２０）年1月、「内務省文部省訓令」は再度青年団を「自治的ナラシムル」とし、指導者を「団員ノ中ヨリ推挙セシムル」こととして、青年団をほゞ大正４年以前の性格にもどすことになった。

「青年訓練所」は文部省管轄の社会教育事業のたてまえであった。しかし、青年訓練の中心は、前述したように、「教練」にあり、地方長官の嘱託によって在郷軍人がこの指導にあたり（「青年訓練所規程」第１６条）、また現役武官がこれを「査閲」することと定められている（大正１５（１９２６）年４月２３日、勅令第７８号「青年訓練所ニ於ケル教練査閲ニ関スル件」）というように、内容的には陸軍省所管の事業というべきであった。大正１５（１９２６）年７月、陸軍省は「青年訓練及学校教練ニ関シ注意」（陸普第３０６７号）において、軍部の青年訓練に対する態度について次のように注意を喚起している。

「青年訓練ノ施設ニ対スル関係諸官ノ熱誠ナル援助ト努力トハ確ニ之ヲ認ムルモ、援助及指導ノ為軍部ノ態度ニ於テ適当ナラサルモノ、例ヘハ教練指導員ノ講習ノ計画及実施ニ付地方側ト十分協定ヲナサスシテ軍部ノ主張ヲ強テ貫徹セントスルカ如キ、或ハ地方側ノ立場ヲ無視シテ之ト疎隔ヲ招クモ顧ミサルカ如キモノアリタルヤニ聞キ及ヒアリ。青年訓練ニ対スル軍部ノ態度ニ関シテハ重ネテ詳述スルノ要ナキモ本施設カ文部省所管ノ社会教育事業タルコトヲ稽フルトキハ、軍部ハ主導的態度ニ出スベキ筋合ノモノニアラスシテ寧ロ十分切実ナル援助ヲ供与スヘキ立場ニアルヘキヲ以テ、深ク言動ヲ慎ミ細心ノ注意ヲ以テ徹底セル協調ヲ遂ケ目的ヲ十全ニ貫徹スル如ク注意スルコト」（傍点―筆者）

すなわち、各師団やそれらの管轄下の在郷軍人らが「主導的態度」に出ることを厳重に戒め、訓練の目的を「十全ニ貫徹」するためには「徹底セル協調ヲ遂ケ」て社会教育事業への「援助」という立場をつらぬけ、というものである。青年訓練所をあくまで「社会教育事業」であらねばならないとしたのは、「軍縮」の世論の中で、できるだけ軍事目的を前面に出すことを避けて青年訓練を国民の間に浸透させようとする軍部の意図によるものといえよう。

文部省は青年訓練を常に「社会的訓練」であると説明した。文部省社会局長関屋龍吉が、在郷軍人に対して「青年訓練といふことは軍国主義を鼓吹する所でも、又軍事教練を目的とした所でもない。公民的訓練をやる所である。……たゞ結果に於て是だけの訓練をやっておけば入営して後是だけの効果が出て来る。それだけ軍事訓練に役立つのだ。」（『帝国在郷軍人』昭和５（１９３０）年７月，１９頁）「いい意味の命令服従を納得させて、よき市民を作るといふことを眼目にして戴きたい」（同前，１９頁）と要望しているのは、軍事目的が二義的に位置されることを意味するものではない。「軍隊教育は良兵を養ふと同時に良民を造ることを本旨として居る」（永田鉄山，前掲「陸軍の教育」２０～２１頁）といわれる如く、＜良兵＝良民＞の等式を裏返して説明しているにすぎない。「お一二お一二とやる間に一つの社会統制といふものが青年の体に体得される、規律生活といふものが体得される、頭に入るのぢゃなくして自然に体得される」（前掲『帝国在郷軍人』昭和５年７月，２０頁）と関屋社会教育局長がいうように、教練を媒体として軍隊的規律を体得させ、この規律を社会生活一般に普遍させようとするものにほかならない。

上に述べてきたように、青年教育は兵力増強のための軍事目的化し、軍隊的訓練を軸として編成される。この「訓練」は、軍隊教育の一環を担うものであり、「軍縮」後の兵力確保策として重要な役割をもつ。

同時に、天皇制軍国主義イデオロギーの全国民への浸透を目的とする「公民教育」は、「公民訓練」として成立し、その軍隊的訓練を媒介してこそ一層強力に推進される。

こうして、青年訓練は即実践的意味での軍事力増強と公民錬成との一体的作用をもつものであった。

さらに、「青年訓練所」はその後の青年教育の性格を基本的に方向づけただけでなく、初等義務教育－青年訓練－軍隊教育という国民の軍事的動員の組織系列を完成させた点で重要である。

2.　「青年訓練所」の実態

年　度	青年訓練所数	生　徒　数
大１５	15,588	891,555
昭　２	15,753	883,607
３	15,766	843,702
４	15,687	806,454
５	15,618	794,171
６	15,594	796,132
７	15,545	835,723
８	15,573	819,968
９	15,792	818,681
１０	16,678	1,902,157
１１	17,017	1,964,599
１２	17,318	2,041,321
１３	17,748	2,207,022

＜表－１＞

「文部省年報」より作成、但表中昭和１０年度より青年学校の数及生徒数

かくして発足した「青年訓練所」は、宇垣一成陸相によれば「其の施設宜しきを得れば国軍の為にも国家のためにも一大幸福」をもたらすべしとされたが（『宇垣日記』Ⅰ、みすず書房４９０頁、大正１４年１１月１７日）、大正１５（１９２６）年発足時において、施設数１万５千、入所者数９０万を数えたが、その後、昭和９年までの収容率は停滞し、むしろ下降の傾向を示しつつさえあった。＜表－１＞

すでに昭和４（１９２９）年８月、宇垣陸相は第二次軍制改革委員会への訓示で、「強制的に課せられ、現役将校の協力してをる学校教練の出来栄は先づ結構と申して宜しいが、自由任意を基調とする所謂自治的精神の発露に持ち居る青年訓練の方は動もすれば不振になりがちである」（『宇垣日記』Ⅰ７３６頁）と遺憾の意を表している。

この青年訓練の「不振」は、たんに入所率の伸び悩みだけではなく、「訓練」の内実がきわめて希薄であることをも加えて、一層軍部にとって深刻であった。

たとえば次に掲げるのは、青森県の「藤坂青年訓練所訓練日誌」（『青森県教育』第４巻－資料編２、５６８頁）である。

（昭和３年）

「１月５日（木）晴、午后６時本年度訓練生入所式ヲ行フ、本年度入所生２３名ノ内出席シタル者１３名」

「１月１７日（火）晴、出席者漸時減少ノ傾向アリ職員全督促ス」

「７月１日（火）雨、午后１時ヨリ青年訓練記念式ヲ行フ、終ッテ茶菓ノ饗応アリ。出席者訓練生５８名…」

「８月１１日（土）曇晴、午後２時ヨリ教練。出席者２９名

８月１２日（日）晴、訓練戸別訪問督促ヲ行フ

８月１３日（月）晴、午后２時ヨリ教練出席者２０名。前日督促シタルモ其ノ効更ラニナク却ッテ人員ヲ減ズルノ皮肉ヲ見ル」

「８月２９日（水）晴後雨、午前青訓運動競技会ヲ開ク、出席者６３名」

「１１月２２日（木）晴、午後１時ヨリ査閲予行教練ヲ行フ、出席者少数
１１月２３日（金）晴、青訓生督促ノ為教員全部出動ス……
１１月２５日（日）晴、午前９時ヨリ青森県連隊正司令部ヨリ鈴木正治氏出張査閲ヲ行フ、出席者３０名」

青年訓練は、「青年ノ生業ヲ妨ケサルコトヲ期シ」て（大正１５（１９２６）年４月２１日、文部省訓令第８号）、農閑期におこなわれた。しかし、この「日誌」に、再三の「督促」にもかかわらず教練への動員に苦慮しなければならない、という実態をうかがうことができる。わずかに「茶菓ノ饗応」や「運動競技会」などに出席多数をみるが、逆に、教練に対する青年層の消極的姿勢を物語るものである。

そして、このような実態は、一農村地帯における青年訓練施設に限らず全般的な傾向としてとらえることができる。

昭和８年度「壮丁教育調査概況」（文部省社会教育局）によれば、全国壮丁中青年訓練該当者（中等学校卒業者、専門学校卒業者及在学者、大学卒業者及在学者等を除く）中、青年訓練を受けた経験のある者の割合は３０％程度であった（<表－２>参照）。また、これらの訓練経験者中、教練及びその他の科目についてそれぞれ７５％以上出席した「優良出席者」は、９３,７４５人であった。（昭和8年度『壮丁教育調査概況』の中、「優良出席者割合表」による）この「優良出席者」が、青年訓練を実質的に終了した者と見なされ、兵役法第１１条（昭和２年４月１日、法律第４７号）による在営期間短縮の特典（通常２カ年のところを１年６カ月となる）を与えられる対象とされたのである。昭和８年度壮丁人口５６万人の中、実質的な青年訓練修了者は２割にも達しなかった。陸軍当局が「量的不振」を常に訴えたのはそのためである。

壮丁中「青年訓練ヲ受クル者」

市部郡部別	青年訓練ヲ受クル者					
	青年訓練所ニ於テ訓練ヲ受クル者		青年訓練所規程第八条ニ依リ訓練ヲ受クル者ト看　サレタル者		計	
	人　員	調査壮丁総人員ニ対スル%	人　員	調査壮丁総人員ニ対スル%	人　員	調査壮丁総人員ニ対スル%
市部 六大都市	6,014	7.6	522	0.7	6,536	8.3
市部 其ノ他ノ市	9,197	13.5	499	0.7	9,696	14.3
市部 計	15,211	10.3	1,021	0.7	16,232	11.0
郡部	180,482	35.9	2,600	0.5	183,082	36.5
計	195,693	30.1	3,621	0.6	199,314	30.7

<昭和８年度「壮丁教育調査概況」より>
文部省社会教育局昭和９年刊　７８頁

「優良出席者」であっても、「在営期間其ノ成績不良ナルトキ」は在営年限の短縮を認めない（兵役法第３１条）とされていた。したがって、実際に「短縮」の特典を得たものはごく稀であったといえよう。従って、「本訓練ノ結果ハ兵役ニ服スル者ニ対シ在営年限ノ短縮ヲ伴フカ故ニ其ノ国家産業ノ進展ニ及ホスヘキ効果モ亦ル大」（大正１５（１９２６）年、４月２１日、文部省訓令第８号

「青年訓練ノ要旨及実施上ノ注意事項」）であるとして、「青年訓練所」設置の一要件とされた兵役年限短縮は空洞化していた。

かくも青年訓練への動員を阻んだものは何であったか。

勤労青年にとって、青年訓練は時間的にも費用的にも圧迫となるものであった。例えば、下にかかげる「青訓ストライキ」の要求項目をみよう。

「南郡五郷村<一青森県一筆者註一>北中野青年訓練所は県下優良青訓として昨年文部省より表彰された青訓であったが去る１７日<昭和６年７月一筆者註>４９名の生徒全員は、

一　訓練時間の短縮

二　団服を全部村費で支給せよ

三　半日以上訓練には日当及び弁当を支給せよ……

の決議文を主事西田校長につきつけてストライキを起こすに至った……」

（「東奥日報」昭和６（１９３１）年７月２５日<『青森県教育史』資料編２、６９８～６９９頁>）

上の一例にみるように、一着２５円の「団服」などの費用や訓練時間など、勤労青年の負担は小さくなかった。これらの負担を保障する制度はなかった。

「本施設ハ市町村等ニ之ヲ強制スルノ趣旨ニアラスト雖モ之カ実施ハ時勢ノ実情ニ鑑ミ正ニ喫緊ノ事タルヲ以テ事情ノ許ス限リ進ンテ之カ普及発達ニ努ムヘシ」し（大正１５（１９２６）年４月２１日文部省訓令第８号）として、実質的に市町村団体が訓練施設の設置及び運営の義務を負うことになった。国家は年々１００万円の補助金を出したが、これは訓練生一人当てにして１円にすぎなかった。

青年訓練が、全く国家的要請にのみ応ずる性格にもかかわらず、その「普及発達」を市町村団体に転嫁されたのであるから、これに多額の支出が期待されるべくもなかった。もとより、地方団体は慢性的な「財政窮乏」を訴えていた。地方財政における教育費の増大は年々膨張し、町村財政においては支出の４０～５０％以上を教育費が占めるに至った。教育費の増大こそ「財政窮乏」の一大要因なのであった。だからこそ、全国町村会、帝国農会等の団体が大正末から一貫して教育費国庫負担増額運動を展開しなければならなかったし、市町村団体は、学校統廃合、学級閉鎖、俸給不払、教員の首切り等々の独善的な教育費削減の対応を一まさに自己防禦的措置として一とらなければならなかったのである。もともと、地方団体が独自の力で青年訓練施設の「普及発達」に努める余力をもたなかったから、「予期以上の効果を収むる」（『宇垣日記』４９０頁（大正１４（１９２５）年、11月27日>）条件はなかったのである。

ここに「青年訓練所」発足時点からの一般的不振の要因があった。

さらに、青年訓練の量的飛躍を阻んだのは都市部における停滞であった。「都市部においては農村等に比し、青年訓練所入所該当者の割合に一般に青年訓練所の設置せられるものが甚だ少な」く、昭和８年現在、全国青年訓練所数１５、５７３中都市部における青年訓練所数は僅かに１、１４４であった。（以上は『道府県都市青年訓練所数調』昭和８年文部省社会局、による）従ってまた、青年訓練所入所者数も、<表一１>（前掲）にも明らかなように、都市部においてはきわめて少なく、とくに６大都市に顕著であった。一般に入所率、出席率を比較すると、市部は郡部より低く、また道府県別にみても東京、大阪など大工業地帯は秋田、山形などの農村地帯に比して低くなっている。（表一３）

元来勤労青年への団体訓練は、前述のように「訓練ノ時期ニ関シテハ青年ノ生業ヲ妨ケサルコトヲ期シ適当ノ季節ヲ選ヒテ行ハシムヘシ」（「文部省訓令」第８号、大正１５（１９２６）年４月21日）とされ、農村社会における農閑期を利用した形態を主として想定していたのである。そもそも個

＜表－３＞

大阪市部	東京市部	山形市部	秋田市部	府県		
四四・二九	二五・九八	九〇・三八	七七・六二	入所歩合	平均	入所
五五・九二	五五・一五	七六・八三	六六・七三	出席歩合	平均	出席

＜昭和８年度「道府県市部郡部別青年訓練所入所出席歩合」（文部省社会局）より＞

別的に工場主や商店主との雇傭関係下にある勤労青年層を時間的にも空間的にも一律を要する団体訓練に動員するのは困難であった。都市において、とりわけ大都市において青年訓練所の設置数自体が極端に少ないのはこのためである。「大に雇主の覚醒を要する」（『学校教練』学校体育文庫第３巻、陸軍歩兵中佐森本義一著、昭和５（１９３０）年刊、（傍点ママ＞）ことによって動員をはかれるものでもなかった。

また、『青年訓練所規程』（大正１５（１９２６）年4月２０日、文部省令第１６号）第十二条は、「私人ハ工場、鉱山、商店等ニ於テ青年訓練ヲ受クルコトヲ得ル者ヲ多数ニ使傭スル場合ニ限リ青年訓練所ヲ設置スルコトヲ得」と定めて、私立青年訓練所の設置を認めた。しかし、昭和８年現在の私立青年訓練所数は約２００、生徒数約１万５千にすぎなかった。（「文部省年報」昭和８年度による）

かくして、都市における青年層の動員は困難な状態にあり施設そのものも過少であったが、他方都市部人口は昭和５年以降長足の勢いで増加し、昭和１０年には総人口の３０％を上まわった。＜表－４＞

＜表－４＞　　市部郡部別人口の推移

年	内地人総人口	市部	郡部
大正１４年	59,736,822	12,896,850（21.6）%	46,839,972
昭和５年	64,450,005	15,444,300（24.0）%	49,005,705
昭和１０年	69,254,148	22,666,307（31.7）%	46,839,972

（「国勢調査報告」昭和１０年より）

この都市部人口の急増は、「満州事変」以降の軍需部門を軸とする重化学工業生産の飛躍的拡大に伴う都市労働者階級の膨張によるものであった。今や、都市部における実績は青年訓練所入所率全体を大きく左右する。すなわち、都市における「不振」は、青年訓練の量的飛躍にとって、全くの桎梏と化しつつある。

２章　「青年学校」制度の発足と「企業内青年学校」の役割

1.　「青年学校」制度成立の必然性

「時代の趨勢に鑑み青年教育の進展を期せんが為実業補習学校及青年訓練所を廃止し……新に両者の性質を採入れたる」（昭和９年１２月１２日「青年学校要綱案」文部省）ものとして、昭和１０

（１９３５）年４月、「青年学校」制度が発足した。

実業補習学校は、明治２６年に発足したが、小学校課程の補習と簡易な実業教育を課するものであった。小学校卒業後１７～１８才までの男女青少年を対象として、「普通科」「職業科」を中心とする教科内容をもっていた。だが、これも独自の施設をもたず小学校校舎を併用し、教員も小学校教師が兼任するという貧困な実情であった。しかも、依然として農村青年を対象とした「農業補習学校」が大部分であり「これをある程度までででも効果的になし得てゐるものは、極く寥々たるもので」あった。（「実業補習学校、青年訓練所公民教育批判」杉山元治郎<『教育』昭和９（１９３４）年３月、６９頁>）昭和８年現在、学校数約１万５千、生徒数約１３０万を数えたが、これらは「実業教育」機関としての意味は少なく、大正期以後新たに加わった「公民教育」機関として存続していた。

この実業補習学校と青年訓練所の「統合」の要求は、昭和５、６年頃から各地方団体や教育団体などから出されていたもので、文部省としてもこれを検討していた。この「統合」要求の直接の契機は極度の地方財政「窮乏」であった。初等義務教育費に比べても、両者（「実補」「青訓」）の経費を合せても前者の１０分の１にも達しなかったのであるが（たとえば昭和８年度における「小学校費」は２億６千万円、「実補」「青訓」合計額は２千百万円である）、これとても財政「合理化」の対象外にはなかった。

市町村団体が独自に「実補」「青訓」の「経費ノ削減ヲナシ或ハ専任教員ノ配置ヲ中止シ甚シキハ斯教育機関ノ廃止ヲナサントス」る（昭和７（１９３２）年１１月、全国実業補習学校青年訓練所連合教育大会における「青年教育費国庫補助増額ニ関スル建議」の「理由書」―『帝都教育』昭和９（１９３４）年５月所載）に至ったのである。「統合」を必要とする理由は、およそ、教員、指導員への給与、事務経費などの「二重負担」が重荷であり、「経営に労多くして効果これに伴は」ない（第三回実補青訓連合教育大会における「青年学校案」より―『帝都教育』昭和９（１９３４）年５月所載）、というのであった。

また、「青年訓練所規程」（大正１５（１９２６）年４月２０日）は、実業補習学校にして所定の訓練時数を実施し「青年訓練所ノ課程ト同等以上ト認ムル場合ハ……青年訓練所ニ充ツルコトヲ得」（第６条）として、いわゆる「充当実業補習学校」の余地を残した。<表－５>にみられるように、「充当実業補習学校」が年々増加し、逆に「公立青年訓練所」が減少しつつあることは、実際に実業補習学校と青年訓練所の「統合」がすでに進行していたことを示すものである。

「統合」はこうした地方財政の極度の「窮乏」を背景として、地方市町村団体における経費節減の一環として出されてきたものであった。

一方陸軍は、青年訓練所の伸び悩みに絶えず苦慮しなければならなかった。宇垣一成陸相が、青年訓練所発足３年にして「今後両三年の経験に徴して成績が予期の如くに挙がらざる時は未開時代の

<表－５>

年度	昭和４年	昭和７年	昭和９年
公立青年訓練所	12,331	11,273	11,011
充当実業補習学校	3,222	4,072	4,515

公立青年訓練所数及充当実業補習学校数（「青年訓練ニ関スル調査」文部省　昭和１０年３月、第七表より）

遣り口により強制義務制を採るも止むを得ぬ」（前掲『宇垣日記』Ⅰ、６４６頁、昭和３（１９２８）年２月１６日）と考えた如く、陸軍は一貫して青年訓練の量的拡大の要求を強く持っていた。とくに「満州事変」以降の対外軍事行動の拡大は、青年層の最大限の動員を一層緊急不可欠とした。昭和９（１９３４）年２月、第３回実補青訓連合教育大会において陸軍省の田尻歩兵中佐が「青訓第一ノ目的ハ質ニアラズシテ量ノ問題ナリ」「即チ入所生徒ノ多キヲ希望ス」（「講演要旨」―前掲『帝都教育』昭和９（１９３４）年５月）と述べた如く、またこの大会の特別委員が陸軍省当局から得た解答「義務制ニスルモ可」「一ケ年ノ教育時数ヲ百時間ニ減ジテモ入所生徒数ヲ増加シタキ希望ナリ」（同前）にみられるように、量的拡大を急いだのである。註

「青年学校令」（昭和１０（１９３５）年４月１日、勅令第４１号）第１条は「男女青年ニ対シ其ノ身心ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及実生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムル」と目的を定めている以上、実業教育、普通教育をもとり入れなければならなかった。しかし、青年学校本科における時数規定を一見して明らかなように＜表－６＞、青年学校は、男子青年（１４～１９才）を重点的に対象としたものであり、また「教練科」の比重が「青年訓練所」より軽くなっているとはいえ、総時数９６０時中３５０時を確保している。反面、実業教育においては「ただ遊びたい盛

＜表－６＞

＜女子本科＞

教授及訓練科目＼学年	修身及公民科	普通学科	職業科	家庭科	体操科	合計
第一学年	二〇	五〇	一一〇		三〇	二一〇
第二学年	二〇	五〇	一一〇		三〇	二一〇
第三学年	二〇	五〇	一一〇		三〇	二一〇

＜男子本科＞

教授及訓練科目＼学年	修身及公民科	普通学科	職業科	教練科	合計
第一学年	二〇	五〇	七〇	七〇	二一〇
第二学年	二〇	五〇	七〇	七〇	二一〇
第三学年	二〇	九〇		七〇	一八〇
第四学年	二〇	九〇		七〇	一八〇
第五学年	二〇	九〇		七〇	一八〇

「青年学校」本科の各科目規定時数（「青年学校規程」（昭和１０（１９３５）年４月文部省令第４号第８条）

りの青年が遊びに行く」（前掲「実業補習学校青年訓練所公民教育批判」６９頁）にすぎない施設とまで酷評された実業補習学校を内容的に改善したものではなかった。昭和１０年度生徒数約２００万人に対して総経費が2,４００万円にすぎなかったことからも明らかであった。青年学校制度においても、施設の機能維持を市町村団体に負わせる方式を未だ踏襲する限り、内容的改善は望めなかった。なぜなら、昭和１０年後もなお小学校教員への俸給不払いが報告されているごとく（この点については、逸見勝亮「地方財政『窮乏』と教育費政策の展開」＜『北大教育学部紀要』２２号＞を参照され

たい）慢性的な地方財政の「窮乏」状態が引き続いていたのであるから。かの平生釟三郎文相の義務教育年限の延長案に対して、全国町村会が、「義務教育年限の延長に関しては窮迫せる現下の町村財政に鑑み所要経費の全額を国庫より支弁するに非ざれば之が実現困難と認む」（昭和１１（１９３６）年６月）と声明し、或は帝国農会が「膠着せる農家負債と過重なる農家負担額等は農村の経済力が之以上如何なる負担にも堪へ得ざる」（『帝国農会報』昭和１１（１９３６）年９月、巻頭）と硬直的態度を示したように、地方市町村の独自の財源から教育費支出をそれ以上引きだしうる状態ではなかった。

文部省学校衛生局の調査によれば、１３～１４才の発育時に、高等小学校に在学していた者と、尋常小学校卒業後すぐ就職したものとの壮丁適令時における平均身長及び体重を比較すると、身長で3.9㎝、体重で2.4㎏前者が優っており、またその結果、＜表－７＞にみられるように、壮丁検査に

＜表－７＞　「教育程度荘丁体格比較表（昭和９年度）」：『学校衛生』１１年８月１日

①表中数字は１０００人に対して　②合格は第二乙種以上

種別	甲種	第一乙種	第二乙種	丙種	丁種	備考	
						合格者	不合格者
高等小学校卒業者	３１７	１１３	２１０	３０４	５３	６４０	３５７
上と同等と認むる者	３０５	１１５	２２２	３０８	４６	—	—
尋常小学校卒業者	２８６	９６	１８６	３４３	８６	５６７	４２９
尋常小学校中途退学	２３１	８２	１７３	３６６	１４６	—	—

おける合、不合や甲種合格の率に明確な差異を生じていることがわかる。（『学校衛生』文部省学校衛生局発行、昭和１１（１９３６）年８月１日号）従って「国民体位の向上」をはかるには、「訓練」以前に「十五歳（満十四歳）までの発育促進期を教育的環境に於て指導陶冶すること」（同前）、すなわち過重な年少労働から加護することが先決であった。

「青年学校」への「統合」は、上述した如く地方財政「窮乏」を直接的契機としたものであった。青年学校制度化が「二重学籍や経費の二重負担に苦しんでゐた農村にとっては誠に適切な施設」（名古屋市教育主事石田利作『社会教育』文部省社会教育課、昭和１０（１９３５）年６月、２０頁）である、といわれたように、一定の地方財政「緩和」の体裁をとったのだが、これによって地方財政における支出が減少したのではなかった。ちなみに昭和１２年度における青年学校経費は3,３００万円に増加したが、国庫補助は３８０万円にすぎなかったから、地方財政における青年学校経費の支出は年々増加しつつさえあった。

結局、青年学校制度化は、昭和初年代における青年訓練の一貫した「量的不振」を解消しこれを拡大強化しようとするものであり、「青年訓練所」に課せられた軍事的要請の延命にすぎなかった。「両者の特質をとり入れたる」「統合」の内容は、かえって財政的にも、人的資源の上においても「青年訓練所」の「実業補習学校」への寄生的抱合であったというべきなのであり、またこの寄生的抱合によってしか軍事的訓練組織の量的拡大への希望をつなぐ道はなかったのである。同時に、それは「実務青年に職業生活に必須な知識技能を与える」という実業教育機関としての独自の発展可能性を放棄したものであった。

註：この青年学校への「統合」の目的を、「壮丁の学力の低さが青年学校の発足を促し」た（「平生文相の義務教育年限延長案について」八本木浄く『大月短大論集』第４号　大月短期大学１９７３年３月、１８頁＞）或は「近代戦争に不可欠な兵員の一般知的能力や軍事技術の向上を、もはや義務教育だけに期待しえず、それを青年学校において補完しようとした」（久保義三『日本ファシズム教育政策史』３２８頁）という如く、壮丁の学力水準の向上にあるとする見解が一般的である。しかし、軍部が一貫して量的拡大を強く要求していたこと、「青年学校」制度成立後においても壮丁の学力向上のための施設改善が一切考慮されていないこと（事実その後の「壮丁教育調査」は何らかの「向上」をも示していないのである）から見て、軍部が兵員の学力水準の向上を第一の目的としたものとしては、とらえられない。

2. 公立青年学校の実態と「企業内青年学校」の役割

以上のようにして成立した青年学校は、昭和１０（１９３５）年における生徒数１９０万人、昭和１２（１９３７）年２００万人と、発足後２カ年間の生徒増加数は約１０万人であった。（＜表－１＞参照）１章－２で一言した如く、満州事変以後都市人口が急速度に膨張したが、それに伴う青年学校施設の拡充は極く微少である。昭和１０（１９３５）年から１１年（１９３６）の一カ年間の公立青年学校施設数の増加は全国で１５０にすぎなかった。従って、都市人口の急増による収容該当人員の増大と都市の青年学校施設との間のアンバランスが一層顕著となった。

一方で、都市勤労青年の青年学校「就学」条件は一層悪化した。昭和１１（１９３６）年度の警視庁の労働時間調査が「各業態ヲ通ジテ十時間就労ノ工場数ハ約五十％ニ及ビ、九時間乃至十時間、十一時間乃至十二時間ノ両者ニ於テ約四十％ヲ占メ」（昭和１１＜１９３６＞年『工場監督年報』厚生省労働局，８７頁）ている、と報告するように、一般企業における労働者の労働時間が延長された。日中戦争開始（昭和１２年７月）以後の「生産力拡充」政策下においてはますます顕著になった。「現在のように残業を含めて十三・四時間が普通であり、十五・六時間はザラにあり、ひどいところは連勤と称して三十六時間ブッ通しというのを月に三度も四度もやっているという状態に於いては、青年教育も何もあったものではない」（大内経雄『産業と教育』昭和１３年２月）といわれる如く、勤労青年が就労後夜間に通学できる条件はほとんどなかった。青少年労働者にとって「工場の労働をおえてから学校にゆけということは、無給で残業を強ひるよりも酷であ」ったのみならず（「青年学校義務制の波紋」関口泰＜『青年学校義務制に関する論説』昭和１４年３月，文部省社会局，４６２頁＞）、企業主たちにとっても、必要以上の労働力商品の磨滅を防がなければならなかった。

東京市における中小工場地帯であった、本所、深川両区の青年学校在籍率の調査＜表－８＞（「勤労青年に対する教育施設の実情に就て――特に中小工場地帯における青年学校を中心として－及川宏、藤井次郎＜『労働科学研究』昭和１４年８月＞）によれば、両区の「就学該当者に対する在学者の比率は高くも２割内外、低いものは１割にも充たない」（同前、１０頁）という状況であった。日中戦争開始後、企業が「時局の所謂生産力拡充の要求を受けて必然的に労働強化をなしている」（同、２頁）なかで、青少年労働者が「一般に教育を受くべき機会を――余暇すら得難い」（同、２頁）のであった。これに加え、「職業的訓練に関する施設自体は一層極端である。実習場の設備は全く欠く。実習用具も亦然り。例へば本所区に於ては、第一青年学校（男子在籍総数８３３名）は製図版大３０台、同小５０台。第二青年学校（５６６名）は巻尺１，救急袋１、フットボール４。第三青年学校

（６７６名）は剣道用具のみ」（同前、６頁）と、同調査が報告しているが、これは一般的な公立青年学校施設の貧困を示しているといってよい。

昭和１２年度壮丁中、青年学校男子本科の入学該当者数に対する卒業者数の割合は郡部で４０％、市部では１６％と極端に低い。とくに６大都市において著しい。＜表－９＞

都市において青年学校就学率が低調なのは「雇主の理解乏しきため」（『戦時労働事情』協調会、

＜表－８＞

科別 / 校名	普通科			本科		
	就学該当者	在籍生徒	（百分比）	就学該当者	在籍生徒	（百分比）
本所・第一	１０７８	７７	7.14	２４７７	５２４	21.15
本所・第二	８６０	６３	7.32	３９７８	２７２	6.84
本所・第三	—	６６	—	—	３８８	—
深川・商工	１０５３	１５５	14.71	４６５７	５００	10.74
深川・臨海商業	—	３６	—	—	—	—
深川・数矢	—	１３０	—	５４４４	２０７	3.80

昭和１３年４月末日現在
（『労働科学研究』昭和１４年８月，５頁）

昭和１９年，１１５頁）であると相変らず指摘されたが、上の調査に示されていたように、企業主たちにとって、勤労青年層を公立青年学校に通学させることは、かえって長時間労働による労働力商品の磨耗を一層促進して生産性の低下につながるだけであり、その他いかなるメリットもなかった。

一方、昭和１２年「工場監督年報」（厚生省労働局）は、「事業主中には職業教育と併せ実生活に必要なる知識技能を教養するの目的の下に青年学校を設置するもの増加の傾向なり」（３８頁）と報告している。

＜表－９＞　市部郡部別壮丁中青年学校本科入学該当者に対する「卒業セザリシ者」の人員及び割合（昭和１２年度）

市郡部		本科入学該当者	本科ヲ卒業セザリシ者	
			人員	%
市部	六大都市	38,480	33,763	87.7
	其ノ他ノ市	42,543	34,238	80.5
	計	81,023	68,001	83.9
郡部		337,427	202,603	60.0

（「壮丁教育調査」昭和１２年度、３４ページ表より）

以下に示すのは某車輛会社の例である。

「○○車輛青年学校学則

第一章　目　的

第一条　本校ハ青年学校令ニヨリ青年ノ身心を鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及実生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス

第二章　名称及位置

第二条　本校ハ○○府○○車輛青年学校ト称シ○○市○○区○○○町一番地○○車輛合名会社社内ニ設置ス

第三条　本校ニ男子部本科ノミヲ置ク

第四条　教授及訓練期間……　本科四年

（中　略　一筆者）

第七条　本校ノ教授及訓練科目並教授及訓練時数ヲ定ムルコト左ノ如シ

科目 / 課程及教授時間 / 年次	科民公及身修		科学通普					科業職					科練教					総計
	公修及民身	計	歴史	国語	英語	数学	物理	計	工学	電気	製図	職場教育	計	徒手各個教練	部隊中教勤務	体操競技	式道	計
一年 課程	我等の郷土、敬神崇祖、我が家労働、健康研究まごゝろ大自然国民道徳		日本歴史	中等読本	初歩	代数			一般工学	概念	用器書法	実習ノ補習		同上		基本体操	銃軍刀術	
一年 時数	四四		一二六					一九〇					一二〇					四八〇
二年 課程	我が国立憲政治地方自治思慮国民経済納税国防国民道徳交		同上	同上	同上	同上	物性、熱、光		同上	初歩	用器書法見取図	同上		執銃各個教練	同上	応用体操	同上	
二年 時数	四四		一二六					一九〇					一二〇					四八〇
三年 課程	青年、世の中、正義、国法、国裁判、学ぶ心職業日生国民日道の徳		世界近世史			キカノ初歩三カクノ初歩力ト運動、エネルギー、キカイ			同上	同上	製図法	同上		部隊指揮法	同上	同上	同上	
三年 時数	四〇		一二二					一九〇					一二〇					四七二

総計	科練教				科業職				科学通普						科民公及身修		科目					
	計	式道	体操競技	軍事講話	陣中勤務	部隊教練	徒手各個教練	計	職場教育	製図	電気	工学	計	物理	数学	英語	国語	歴史	計	公及民身修	課程及教授時間	年次
		銃剣術	応用体技操	軍事講話	陣中勤務	部隊教練	徒手各個教練													大国民、文化教養、趣味、家、婚期住み、よき社会の喜び、建設、人生国民道徳	課程	四年
一三〇	九〇	九〇																	四〇	四〇	時数	
一、五六二	四五〇							五七〇					三七四						一六八		計	

第八条　本校教授及訓練ノ時刻ハ午後三時ヨリ七時半迄ニ於テ学校長之ヲ定ム　　」

（『工場監督年報』昭和１２（１９３７）年３９～４１頁）

上に掲げたのは事業主が企業内に附設した私立青年学校の一例である。本科４年間の総時数1,562時は、「青年学校規程」に定められている本科５カ年間の最低時数９６０時をはるかに上まわっている。教育は多く就業時間内におこなわれる（第８条）。「普通科」及び「職業科」は企業内における職工養成に必須な課程が配列され、しかも最初の３年間で両者の総時数９４４時数が全て消化されるのである。（ちなみに、「青年学校規程」の両者の総時数基準は５年間で５１０時である。）すなわち、自企業内における職工養成を第一義とするところに企業内青年学校の特徴がある。日立亀戸青年学校の「職業科ノ指導要旨」に「ａ、各年級ニ応ジ、直接工業ニ必要ナ事項ニ留意スル、ｂ、前項ノ学術ヲ修メルニ必要ナ基礎事項ニ留意スル、ｃ、各職場毎ノ専問ノ教育ヲナシ最モ実際的ノ職業教育タラシメルコトニ留意スル……」（「我国ニ於ケル工場附属職工学校ノ実例」＜『工業教育ヲ中心トシテ見タ我国教育制度ノ改善』商工省生産管理委員会、昭和１３（１９３８）年９月、２１６頁＞）とある如き、即実践的な労働能力の養成を目的としたものであった。

こうした企業内私立青年学校は急速に増加する傾向にあった。昭和１０（１９３５）年４月から昭和１１（１９３６）年４月までの１年間における道府県別青年学校数の推移をみると、東京、大阪、兵庫、福岡などの大工業地域を含む府県で、公立青年学校の増加がさほど目立たないことと対照に、私立青年学校の「新設」が著るしい＜表－１０＞。この私立青年学校は年々急増し＜表－１１＞、昭和１６年には「学校総数の約一割を占める」に至った。（『戦時労働事情』協調会、昭和１９年、116頁）

昭和１２（１９３７）年７月の日中戦争開始直後の応召人員は１００万人をこえたといわれ、重工業部門における一般的な職工不足の声はますます高くなった。このような状況下で、企業主は、職工養成をまさに死活の問題としたのである。中小零細企業にあってはこうした職工養成方法をもつ余力をもたなかった。大企業内における私立青年学校は、軍事的要請に一方で応える形をとりながらも、

＜表－１０＞　昭和１１年４月現在の道府県別公私立青年学校数

道府県	公立青年学校	左中新設	私立青年学校	左中新設	道府県	公立青年学校	左中新設	私立青年学校	左中新設
北海道	1,559	50	22	2	滋賀	215	0	4	0
青森	423 (1)	0	0	0	京都	352	0	21	0
岩手	302	0	8	0	大阪	439	15	46	28
宮城	256	0	3	0	兵庫	562	1	26	11
秋田	303	1	2	0	奈良	232	0	2	2
山形	271	1	4	2	和歌山	328 (1)	2	4	4
福島	491	0	13	0	鳥取	194	00	2	0
茨城	450	0	1	0	島根	299	0	6	3
栃木	214	0	1	0	岡山	403	3	13	2
群馬	246	0	2	0	広島	512	0	8	0
埼玉	388	0	7	0	山口	257	1	6	0
千葉	359	1	4	0	徳島	250	0	2	0
東京	294 (3)	2	37	14	香川	207	0	6	0
神奈川	236 (1)	3	6	1	愛媛	371	5	12	2
新潟	591	8	6	0	高知	290 (1)	1	7	1
富山	305	8	7	0	福岡	401	3	52	11
石川	243	1	7	0	佐賀	135	0	4	0
福井	215 (1)	1	4	4	長崎	283	1	7	1
山梨	232	0	1	0	熊本	441	0	2	0
長野	405 (1)	0	14	0	大分	284 (1)	3	5	0
岐阜	426 (1)	0	18	7	宮崎	110	0	2	2
静岡	399 (3)	25	9	5	鹿児島	171 (1)	0	6	3
愛知	425 (2)	13	24	1	沖縄	137	0	1	0
三重	417	1	6	3	計	16,325	150	450	109

- 本表は昭和１２年３月文部省社会教育局発行「青年学校名簿」より作成した。
- 表中（　）内数字は府県立学校で学校数に含まれている。
- 「新設」は昭和１０年４月１日から１１年４月末日現在までの間である。

内容的にはますます自企業内の職工養成に力点を置かねばならなかった。

「躍進日本ノ姿ニフサワシイ重工業ヲ確立シ、工業立国、産業報国ノ実ヲ挙ゲルタメ、労資一体、協力一致、各人格ヲ陶冶シ、士魂ノ養成ニ努メ、勤労ヲ愛シ、質実剛健、自主濶達ノ気性ヲ顕揚スルコトハ、我ガ日立製作所ノ伝統的方針デアッテ、又産業日本ノ大精神ナルコトヲ思イ、従業員各自が職務ニ忠実ナルコトハ、則チ皇国日本ニ忠実ナ臣民タルコトヲ確認スル」（前掲「我国ニ於ケル工場附属職工学校ノ実例」←『工業教育ヲ中心トシテ見タ我国教育制度ノ改善』２１９頁）という日立亀戸青年学校目的にある如く、「産業報国」の名の下に、資本の利潤追求の論理が強力に貫徹される。この企業内青年学校の急速な増大への傾向は、軍事的要請を第一に受けねばならない「青年学校」制度の内容的変質が一方で進行しつつあったことを示すものである。

＜表－１１＞　私立青年学校数＜各年４月末日＞（文部省年報より作成）

年	昭和１０年	昭和１１年	昭和１２年	昭和１３年
（私立）学校数	４５０	６４５	８８３	1,２０３

昭和１３（１９３８）年１月、近衛内閣は１２～１９才の男子勤労青年の青年学校就学義務化を閣議決定した。これは日中戦争開始後の兵力増強の要請を緊急に受けたものであった。

「今や時局重大なる秋に方り此の時局を突破し国家永遠の隆昌を期する為には、優良なる多数青年の養成を絶対に必要とするのであって、青年学校の教育こそは此の任務達成の為真に緊要欠く可からざるものであるから、青年学校の制度は全国民の熱烈なる理解の下に一層これが普及徹底を期すると共に、義務制の断行を必要とすることを痛感する次第である。今事変に徴するに今や一面精兵教育の要求は在営年限延長を要望し、他面国防正面の増大は兵員数の不足を喞って居る有様で、青年学校の振興は純国防上の見地からしても一刻も疎にすべきでないと思う」（「全歩兵の二年在営制と幹部候補生制度の改正案に就て」（陸軍省新聞班＜『週報』第６６号、昭和１３年１月１９日、４４頁＞）陸軍は当面する兵力確保をはかり、二年在営制の確保に加えて青年学校への男子就学義務化を急拠要求した。

「今日時局ノ影響、事変ニ於キマス所ノ兵士の活躍ノ情況等カラ考ヘマシテ、軍部当局ニ於キマシテハ兵役法ノ改正ヲ今期議会ニ於テ行フコトニナリマシタ。其ノ関係ト睨ミ合ヒマシテ、事変竝ニ事変後ニ於ケル青年層ニ向ッテ訓練ヲ与ヘ、又思想上十分此ノ時局ニ対拠スルダケノ剛健ナル思想ヲ入レルコトハ非常ニ必要デアリマスノデ、取敢ズ是ハ義務トスル方針ヲ決定シタ次第デアリマス。従ッテ其ノ内容ニ付キマシテハ、今日ハ現在ノ制度ヲ其ノ儘取敢ズ義務ト致シマス……」（昭和１３年１月、第７３帝国議会貴族院における木戸文相の答弁＜『青年学校義務制に関する資料』衆議院調査部、昭和１３年６月、３３頁）木戸文相の発言は、軍部の要求を全面的にとり入れたものであった。男子青年の青年学校就学義務化は、「兵役法改正」と「睨ミ合」わせたものであり、全青年男子に軍事訓練を課すことによって歩兵教育を強化しようとするものであった。「現在ノ制度ヲ其ノ儘取敢ズ」義務化することは、在来の青年学校施設の貧困をそのまゝ放置することであった。「青年学校ノ現在ノ教育ノ甚ダ不完全ナルル文部省トシテモ認知ス」（昭和１３年２月１５日、兵役法中改正法律案委員会第一回における池崎政府委員の発言＜同前、『義務制ニ関スル資料』３５頁＞）としながら、そのまゝで義務制を断行しなければならなかったのは、まさに「喫急の要務たる」大量兵力の確保のみが眼目であったからである。

青年学校義務制化とほとんど同時期に、「年令十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人以上使用スル工場又ハ事業場」或は「年令十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人未満五十人以上使用スル工場又ハ事業場ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ」に対して技能者養成を義務づけた「工場事業場技能者養成令」（昭和１４（１９３９）年３月３０日、勅令第１３１号）がだされた。これは重化学工業部門における圧倒的な労働力不足への対応策であった。しかし、これに対して「同一工場に於て青年学校と技能者養成とを同時に実施しなければならぬ場合、現場の当時者は教育上又は労務管理上甚だ苦心を要する」（前掲『戦時労働事情』１２１頁）ので、両者を一元化せよ、との要求が企業間に大きくなった。たとえば、昭和１４（１９３９）年におこなわれた日本工業協会の「工場ニ於ケル中堅工ノ養成」に関するアンケートにみられる如き、「青年学校ト重複ヲ避ケラレナケレバ、真ノ教育ハ出来ナイト思ウ、養成工ト青年学校生徒ハ別個ニ考エ養成工ハ青年学校ヲ免除スル事ガ出来ルコトヲ希望ス」「青年学校ノ免除規程ヲ拡大シテ載キ度」という要求は、ただ二重の労苦を省くというのではなく、職工養成の課題が優先されなければならないことを意味している。青年学校は、勤労青年にたいする職業技術教育機関としての意味を持たないどころか、職工養成にとって障害とならざるを得なかった。ここに、養成工制度と青年学校制度との間に軋轢を生むこととなる。はたして昭和１４（１９３９）年6月２９日、文部省告示３６５号は、「工場事業場技能者養成令ニ依ル技能者養成施設」に於ては修身及公民科、普通学科、職業科を「課セザルコトヲ得ル」こととし、青年学校と技能者養成との重複を避けることになる。しかし、教練のみは養成工においても免除されず、青年学校において訓練を受けなければならなかった。青年学校義務制化の最大の眼目は全青年を軍事訓練に動員することにあったからである。

かくして「青年学校」制度は、一貫して強い軍事力増強の要請に応えようとしたものであり、一方で急速に増大しつつある労働力確保の要請をも容れることはできなかった。そして、「青年学校」制度が行詰らねばならなかった要因の一つはここにあった。そして他面で、労働力確保を第一目的とした企業内青年学校の増大をみることとなる。この企業内青年学校の急速な増大傾向は、軍事目的を第一義とする「青年学校」制度の内実を変質させつつあったことを意味しよう。戦時国家独占資本主義段階において、軍事力増強の要請と労働力確保の要請の両者が不可避的に急増する過程で、日本帝国主義の内在的矛盾を露呈する。

註：この閣議決定の少し前、昭和１２（１９３７）年１２月内閣直属の教育審議会が発足し、「教育改革」の「大綱」を審議答申することとなっていた。しかし、教育審議会の一員であり、政友会顧問の安藤正純が、第７３帝国議会（衆議院）において「青年学校義務制ノ実行ニ関シテハ、他ノ教育機関ト離スベカラザル連関アリ、故ニ全体的ニ教育制度ノ改革ヲ編成シ、其ノ改革ノ一部トシテ行フベキ性質ノモノナリ、然ルニ政府ハ突如トシテ青年学校義務制ヲ閣議ニ於テ決定ヲシ、教育審議会ヲシテ其ノ細目ノミヲ審議セシムルハ本末顚到ニ非ズヤ」（前掲『義務制に関する資料』２１頁）と政府に抗議しているように、近衛内閣によって早急に事が運ばれたのである。昭和１３（１９３８）年２月には、文部省を通じて「男子青年ニ対スル青年学校教育義務制案」がすでに公表された。教育審議会は「何分にも既に閣議の決定事項なので‥‥之に対して特別委員会を設けて」（安藤正純、『政友』昭和１３年９月、２８頁）急拠審議を開始した。同年７月１５日、近衛内閣総理大臣に答申した内容は、先に出された「文部省案」と大綱において変らなかった。教育審議会は「文部省案」への細目的な肉付けをおこなったにすぎなかった。

ここに、日中戦争の開始直後の兵力確保が軍部によって如何に急がれていたのか、又それと同時に大正中期における「臨時教育会議」とならんで、戦前における二大教育会議とされる教育審議会の性格をみることができる。

なお、「義務制化」は、昭和１４年度から漸時実施し、昭和２０年度完成の予定であったが、義務教育年限

と同様、実現されずに終った。

むすび

大正１５（１９２６）年に発足した「青年訓練所」制度は、軍隊教育の一環を担うものとして、軍事力強化を目的としたものであった。この「青年訓練所」における軍隊的訓練は、同時に「公民訓練」＝教化総動員→国民精神総動員の過程で帝国主義的侵略戦争に積極的に思想動員さるべき国民意識、態度の形成ーでもあった。

「青年訓練所」は圧倒的多数の農村青年を主要な対象としたものであったが、「満州事変」以後の重化学工業生産の飛躍的拡大にともなう都市労働人口の急増によって、都市における青年訓練の役割が増大した。にもかゝわらず、都市勤労青年の「就学」率はきわめて低く、これが青年訓練の「量的不振」の決定的な要因となった。青年訓練の量的拡大を目指す「青年学校」への「統合」は、「青年訓練所」の「実業補習学校」への寄生による延命にすぎない以上、都市青年訓練の「不振」を解消することにはならなかった。

一方、この都市部において、企業内における職工養成を軸とする企業内青年学校が急速に増大する。これは資本の深刻な労働力確保の要求にもとづくものであり、ここに青年学校制度は内容的に新たな展開をもつこととなる。

又、「生産力拡充」政策に追われ、都市勤労青年層が過酷な労働時間を強いられている状況で、これら青年の「就学」条件は皆無に等しかった。「青年学校男子義務制化」の措置が、このような状況下でしかとられなかったことは、すでにその先行きを暗示するものであった。公立青年学校が軍事訓練施設としての役割しかもち得ず、労働力確保の要請に何ら応えるものでなかった以上、その強制力には限界があった。

戦時国家独占資本主義段階において、「生産力拡充」は戦争遂行にとって不可欠であり、従ってまた生産力向上のための労働強化、職工養成の必要性など資本の要請も不可避的に増大する。軍事的要請を一貫して受けた青年訓練組織は、この資本主義的諸要請によって行き詰り、そこから新たな展開をも生み、ときには少なからぬ軋轢を生むこととなる。

従って、「国家独占資本主義体制が確立される過程において、産業と国防が矛盾なく合一する」（八本木浄「平生文相の義務教育八年制延長案について」（『大月短大論集』第４号、大月短期大学１９７３年３月、１６頁）のでは必ずしもなく、かえって教育政策においても兵力増強と労働力確保との矛盾関係を露呈するのである。

このように、大正１５（１９２６）年の「青年訓練所」発足から昭和１３（１９３８）年の「青年学校男子義務制化」に至るまで、青年訓練は軍事的要請が貫ぬかれたが、一方で資本主義的諸要請によって行詰り、或は一定の内容的変質をとげながらも、最後までそれらの資本主義的諸要請を自己の論理の中に組み入れることができなかった。